

令和2年度 市町村民税・県民税申告書の書き方

市・町・村民税県民税の申告について

市町村民税、県民税の申告と納税につきましては、日頃からご協力ありがとうございます。

さて、今年も市町村・県民税の申告をしていただく時期になりました。前年1月1日～12月31日までの1年間の収入等について申告書を記入し、申告期限内に提出してください。

また収入がない方でも、市町村・県民税に関する諸証明（所得証明・課税証明・非課税証明等）の基礎資料となりますので、申告書を提出してください。なお、前年中に転入された方については、前年実績がありませんので申告書を送付しております。

申告書の提出をしなくてもよい方

- ①所得税の確定申告書を提出した方
- ②前年中に給与所得の方で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方
- ③65歳以上の公的年金収入のみの方で、年金収入が148万円以内の人

申告期限は3月16日です。

申告書は原則として3月16日までに提出することになっていますが、納税者の申告事務の便宜を図ることにより、できるだけ多くの皆さんが申告を済ませてもらうため、申告の相談、受付又は申告の指導を行いますので、皆様方の御協力をお願い致します。

申告に必要なもの

- ①印かん
- ②給与所得者は、前年分給与所得の源泉徴収票（ない人は、給与支払者の証明書：申告書の裏面）
- ③年金所得者は、前年分公的年金の源泉徴収票（ハガキ等）
- ④営業所得（帳簿・領収書等）、農業所得（領収書・出荷証明書等）、漁業所得（領収書・水揚げ証明書等）
- ⑤不動産所得（軍用地料、その他の地料、家賃等）の明細書
- ⑥前年中に支払った国民年金保険料の支払証明書
- ⑦前年中に支払った社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等）の領収書
- ⑧前年中に支払った生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ⑨雑損控除のある人はり災証明書、領収書
- ⑩勤労学生（給与収入93～130万円）の場合は在学証明書
- ⑪障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳（障害控除を受ける方）
- ⑫医療費の領収書（医療費控除を受ける方）
- ⑬寄附金の領収書（寄附金控除を受ける方）
- ⑭マイナンバー（個人番号）カード又は通知カード及び本人確認書類（免許証、保険証等）
- ⑮（代理人提出の場合）委任状及び提出者の免許証等

申告しないと困ること

- ①村営住宅への入居・更新、就学援助、保育所の入所、その他手続きの際に必要な所得証明、課税証明などの発行や所得状況の照会ができず、不利益をこうむる場合があります。
- ②国民健康保険税の決定に不便をきたし、高額療養費の支給に支障が生ずる場合があります。
- ③国民健康保険税の軽減判定（一定以下所得世帯に適用）で世帯に未申告者がいる場合、軽減判定が受けられず、高額療養費等の負担割合が上位所得者となり高額（最高自己負担額）決定されます。

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので集めてください。

雑損控除：災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方
あなたや前年分の所得金額が38万円以下の配偶者その他の親族であなたと生計を一にしている人の分が該当します。「損害金額－保険金で補てんされる金額」の金額（A）を基とした計算した次の①と②のいずれが多い方の金額

- ①Aの金額－（所得金額の合計額×10%）
- ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除等：医療費等の控除について以下のいずれかを選択する事が出来ます。
・医療費の支払いがあった方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った医療費

※限度額200万円
（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額）

・特定一般用医薬品等購入費の支払いがあった方
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費

※限度額8万8千円
支払った金額－保険金等で補てんされる金額－1万2千円

社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金保険などの社会保険料を支払った方
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれていた場合に記入します。支払った金額すべてが控除対象となります。

小規模企業共済等掛金控除：小規模企業共済等掛金を支払っている方
小規模企業共済法に基づく掛金を記入します。

生命保険料控除：生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った生命保険料（新、旧）、個人年金保険料（新、旧）、介護医療保険料があれば各々の支払金額から配当金等を差し引いた金額を記入します。

地震保険料控除：地震保険料や長期損害保険料を支払った方
あなたが前年中に支払った地震保険料があれば支払金額から剰余金や割戻金を差し引いた金額を長期損害保険（平成18年12月31日までに契約締結）と地震保険料に区分して記入します。

本人の控除及び扶養控除について

あなたやあなたが扶養している人について記入してください。

寡婦（寡夫）控除：あなたが次の項目に該当する場合の控除です。
(1) 一般寡婦：①夫と死別または離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる方。
②夫と死別後婚姻しておらず、合計所得が500万円以下の方。
(2) 特別寡婦：上記の①に該当する人で、扶養親族である子を有し、合計所得が500万円以下の方。
(3) 寡夫：妻と死別又は離婚後婚姻していない方で扶養親族である子を有し、合計所得が500万円以下の方。

勤労学生控除：大学・高校または一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得金額が65万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方。

障害者控除：あなたや扶養親族が身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている場合、または65歳以上で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方。氏名と障害の程度を記入してください。

(1) 特別障害者：身体障害者手帳で1級か2級の方。療育手帳でAの方。精神障害者保健福祉手帳で1級の方。市町村長等の認定書で特別障害者の方。
(2) 普通障害者：身体障害者手帳で3級以下の方。療育手帳でBの方。精神障害者保健福祉手帳で2級か3級の方。市町村長等の認定書で障害者の方。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：あなたと生計を一にしている妻または夫（内縁関係は含まない）で、前年の合計所得が38万円以下の方（青色事業専従者を除く）が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者控除の対象となります。また、あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする妻または夫（内縁関係は含まない）を有し、配偶者の前年中の所得が38万円超123万円以下の場合、双方の合計所得に応じた配偶者特別控除が受けられます。配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。

扶養控除：あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下の方が該当します。氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄の別を記入してください。

平成24年度より16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、住民税の算定のためには16歳未満も含めた扶養親族の情報が必要ですので、記入漏れのないようご注意ください。

記載例（表）

令和2年度（令和元年分） 民税
(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

電話番号を記入してください。 998-9593

職業 卸売業

現在住居 〇〇〇村 字△△△ 9 9 9 番地の9

フリガナ ヤマダ タロウ

氏名 山田 太郎

生年月日 S34.10.5

個人番号 1

受付印

領収書を持参してください。

雑損控除 損害金額 400,000円

医療費等 400,000円

社会保険料控除 150,000円

小規模企業共済等掛金控除 70,000円

生命保険料控除 200,000円

地震保険料控除 80,000円

配偶者控除 山田 花子 S36.8.10

扶養親族 山田 二子 H2.2.3

山田 春子 H8.10.15

山田 三郎 H15.4.10

所得から差し引かれる金額

雑損控除 9,011,364円

医療費等 2,400,000円

社会保険料控除 1,213,364円

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

寡婦(寡夫)控除

勤労学生控除

配偶者特別控除

扶養控除

基礎控除

合計

記入不要です

領収書を持参してください。

寄附金について（税額控除）

寄附金について（税額控除）

(1). 全国の都道府県や市区町村に対し、ふるさと応援寄附（ふるさと納税）などの寄附を行った方は都道府県、市区町村欄に記入してください。

(2). あなたの居住する都道府県の共同募金会や日本赤十字社に寄附を行った方は住所地の共同募金会、日赤支部欄に記入してください。

(3). (1)と(2)以外で沖縄県条例や市町村条例で指定された団体に寄附を行った方は、条例指定分欄にそれぞれ区分して記入してください。

収入について

前年1月から12月までの収入について記入してください。申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

給与収入があった方（「給与所得」の項目へ記入）

(1) 「源泉徴収票」の発行がない方で、勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入。(日々雇用、パート、アルバイトなど)
※給与収入金額は手取額ではなく、税金・社会保険料その他の控除を差し引く前の金額です。

※源泉徴収票がある方は、記入不要です。

営業収入があった方

(1) 販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、漁業、医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入。
※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

収入金額
①売上（収入）金額
前年中の売上や報酬などの金額を未収入も含めて記入します。

家事消費
④家事消費
商品を家事のため消費した場合に通常の販売価格を記入します。

その他の収入
⑤その他の収入
空箱の売却代金、リポートなどの収入を記入します。

売上原価
⑦期首たな卸高
前年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

仕入金額
⑧仕入金額
前年中の仕入の金額を記入します。

期末たな卸高
⑩期末たな卸高
前年12月31日現在の商品などの在庫の金額を記入します。

※細かい計算を必要とする下記の所得については税務課にお問い合わせください。また、申告の際には、収入・支出がわかる書類などをお持ちください。

- 利子所得**
公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など。
- 配当所得**
株式・出資金等の配当金。(所得税で源泉分離課税を選択していても、住民税では申告する必要があります。)
- 雑所得**
恩給や国民年金などの公的年金・著述家以外の方の受ける原稿料や印税・個人の貸付金の利子・郵便年金や生命保険契約などによる年金収入。
- 総合譲渡所得**
資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入。
- 一時所得**
賞金、懸賞当選金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険の満期戻金などによる収入。

前年中に収入のなかった方

あなたが前年1月1日から12月31日までの収入がなかった場合は、その理由を具体的に記入してください。

※申告の際にはマイナンバーの記載、本人確認書類の提示 又は 写しの添付が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方（下記の二つ）

《ご本人のマイナンバーを確認出来る書類》
●通知カード
●住民票の写し 又は 住民記載事項証明書
などのうちいずれか1つ

+

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認出来る書類》
●運転免許証 ●在留カード ●身体障害者手帳
●パスポート ●公的医療保険の被保険者証
などのうちいずれか1つ

記載例（裏）

7. 給与所得の内訳 (日給などの給与収入のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 額	月 収
1		200,000	
2		200,000	
3		200,000	
4		200,000	
5		200,000	
6		200,000	
7		200,000	
8		200,000	
9		200,000	
10		200,000	
11		200,000	
12		200,000	
賞与等			2,400,000
合計			2,400,000

8. 事業等（営業等・農業等）所得に関する事項 (1) 事業所名及び事業種目 (中税商店・卸売業) (2) 事業所在地 () (3) 営業開始・閉鎖 (17年4月1日)

項目	金額	項目	金額
① 売上金額	9,011,364	① 水道光熱費	365,000
② サトウキビ		② 原簿交通費	
③ 花き		③ 通信費	90,000
④ 家事消費		④ 広告宣伝費	15,000
⑤ 賞与等		⑤ 接待交際費	
⑥ 賞金		⑥ 修繕費	35,000
⑦ 賞状		⑦ 消耗品費	100,000
⑧ 計	9,011,364	⑧ 種苗費	
⑨ 期首たな卸高	4,251,922	⑨ 肥料費	
⑩ 仕入金額	1,493,919	⑩ 農具費	
⑪ 小計(⑨+⑩)	5,745,841	⑪ 農業衛生費	
⑫ 期末たな卸高	2,284,491	⑫ 土地改良費	
⑬ 期首たな卸高	3,461,350	⑬ 雑所得	
⑭ 引当金(⑬-⑫)	5,550,014	⑭ 雑所得	
⑮ 給料・賃金	1,835,950	⑮ 雑所得	
⑯ 外注工賃	516,200	⑯ 雑所得	
⑰ 減価償却費	840,000	⑰ 雑所得	
⑱ 地代・家賃		⑱ 雑所得	
⑲ 借入金利息		⑲ 雑所得	
⑳ 租税公課	39,500	⑳ 雑所得	
㉑ 雑所得		㉑ 雑所得	
㉒ 雑所得		㉒ 雑所得	
㉓ 雑所得		㉓ 雑所得	
㉔ 雑所得		㉔ 雑所得	
㉕ 雑所得		㉕ 雑所得	
㉖ 雑所得		㉖ 雑所得	
㉗ 雑所得		㉗ 雑所得	
㉘ 雑所得		㉘ 雑所得	
㉙ 雑所得		㉙ 雑所得	
㉚ 雑所得		㉚ 雑所得	
㉛ 雑所得		㉛ 雑所得	
㉜ 雑所得		㉜ 雑所得	
㉝ 雑所得		㉝ 雑所得	
㉞ 雑所得		㉞ 雑所得	
㉟ 雑所得		㉟ 雑所得	
㊱ 雑所得		㊱ 雑所得	
㊲ 雑所得		㊲ 雑所得	
㊳ 雑所得		㊳ 雑所得	
㊴ 雑所得		㊴ 雑所得	
㊵ 雑所得		㊵ 雑所得	
㊶ 雑所得		㊶ 雑所得	
㊷ 雑所得		㊷ 雑所得	
㊸ 雑所得		㊸ 雑所得	
㊹ 雑所得		㊹ 雑所得	
㊺ 雑所得		㊺ 雑所得	
㊻ 雑所得		㊻ 雑所得	
㊼ 雑所得		㊼ 雑所得	
㊽ 雑所得		㊽ 雑所得	
㊾ 雑所得		㊾ 雑所得	
㊿ 雑所得		㊿ 雑所得	
合計	1,213,364	合計	1,213,364

9. 不動産所得に関する事項 (1) アパートの名称 () (2) 物件の住所 ()

10. 配当所得に関する事項 ()

11. 雑所得（公的年金） ()

12. 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者(給与)額
山田 一郎	子	S54.1.22	500,000
個人番号		6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6,6	

13. 別居の扶養親族等に関する事項 ()

14. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

区分	①収入金額	②必要経費	③特別控除	④特別控除	⑤所得金額
総合譲渡					
長期					
短期					
一時					
合計					

15. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 ()

16. 所得がなかった方の記入欄 (前年中に所得がなかった方は、下記にご記入のうえ提出してください。)

1. 下記の人から扶養・援助を受けていた。 ()

2. あなたが学生の場合 ()

3. 生活状況等を記入してください。 ()

4. その他 ()

- 農業収入があった方** (②か③に品目と収入金額を記入してください)
(1) サトウキビ、花き、野菜、果樹などの農業による収入。
(2) 畜産による収入。
※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。
- 不動産収入があった方**
(1) 地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入。
※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

必要経費について

収入を得るために要した費用を該当する箇所にそれぞれ記入してください。ただし、事業に供した経費のみ該当します。
※支払額に家事分が含まれている場合は、使用面積や使用頻度などで「あん分」してください。

- ⑬・⑭ 給与・賃金
給料、賃金など。
※「給与・賃金の内訳」欄に必要事項を記入してください。
- ⑮ 外注工賃
原材料などを支給してこれに加工などをしてもらうために支払った工賃など。
- ⑯・⑰ 減価償却費
取得価格が10万円以上の建物、機械、車輛などの償却費。
※「減価償却費の内訳」欄に必要事項を記入してください。
- ⑱・⑲ 地代・家賃
店舗、工場、倉庫などを借りている場合の地代や家賃。
※「地代・家賃の内訳」欄に必要事項を記入してください。
- ⑳・㉑ 借入金利息
事業用資産の購入資金や運転資金などの借入金利息など。
- ㉒・㉓ 租税公課
(1) 事業税、固定資産税、自動車税などの税金(所得税、住民税は含まれません)
(2) 組合費、賦課金など。
- ㉔ 荷造運賃
販売した商品の荷造りに要した包装材料費や賃金など。
- ㉕ 水道光熱費
事業に要した水道料、電気料、ガス代やプロパンガス、灯油などの購入費。
- ㉖ 旅費交通費
仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費。
- ㉗ 通信費
事業に要した電話料、はがき、切手代、電報料など。
- ㉘ 広告宣伝費
新聞、雑誌、ラジオ、折込みなどの広告費用。名入マッチ・タオルなどの購入費。
- ㉙ 接待交際費
事業上必要で得意先などの接待に使った飲食代、茶菓子の費用。
- ㉚・㉛ 修繕費
店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代。
- ㉜ 消耗品費
包装材料、事務用品、ガソリンなどの購入費。使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の備品購入費。
- ㉝ 種苗費
種もみ、苗類、種いもなどの購入費用を記入します。(自給分については、収穫した時の価格によって記入します。)
- ㉞ 肥料費
肥料の購入費用を記入します。
- ㉟ 農具費
使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用を記入します。
- ㊱ 農業衛生費
農業の購入費用や共同防除費を記入します。
- ㊲ 土地改良費
土地改良事業の費用や客土費用を記入します。
- ㊳・㊴ 専従者控除額
控除した金額の合計を記入してください。なお、必要経費に算入することができるのは、事業専従者1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額になります。
(1) 50万円(配偶者の場合は86万円)
(2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者の数+1)
※「専従者控除の内訳」欄に必要事項を記入してください。
※事業専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者、その親族(15歳未満の方を除く)で、あなたの営む事業に専従した期間が前年中に原則として6ヶ月を超える方のことをいいます。